

浜松市告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年6月1日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
兎野15号線	浜松市中央区兎野町 254番3	令和8年6月1日	拡幅区間

浜松市告示第313号の2

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年6月1日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月1日

浜松市長 中野 祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
新橋79号線	浜松市中央区新橋町 311番15から 浜松市中央区新橋町 311番1まで	令和8年6月1日	拡幅区間